

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年2月 総合事業説明会	利用者本人が基本チェックリストでの更新希望だが、サービス受け皿がなかった時の対応について。 需要>供給になった場合、もしくは本人に変化がなくても事業所都合で途中でサービスを受けられなくなった場合(特に訪問Bではあり得ると思う)、要介護認定申請をやり直して介護予防支援にサービスにつなげるという考え方でよろしいか。	基本チェックリストの該当者は、訪問型サービスBだけでなく、相当サービスや訪問型サービスAを利用することができるため、要介護認定の申請を行う必要はない。 ただし、予防給付(福祉用具など)を利用する場合は、認定申請が必要となるため、ご注意ください。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
2	・平成29年2月 総合事業説明会 ・平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	事業対象者が住宅改修を希望した場合、どうなるのか。介護認定を行う必要があるのか。	住宅改修は介護予防給付であるため、事業対象者は利用できない。住宅改修が必要な場合は、要介護認定申請をしていただく必要がある。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
3	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	「事業対象者」が住宅改修を希望し、介護申請したところ、自立となり、自立支援の住宅改修を利用した場合、チェックリストによるサービス利用はできるのか。	本市では、現在要支援の認定を受けており、認定の更新を迎える方が基本チェックリストの対象となるため、質問のケースにおける基本チェックリストでのサービス利用はできない。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
4	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	事業対象者は福祉用具の早急な購入ができるか。	福祉用具購入は介護(予防)給付であるため、事業対象者は利用できない。福祉用具購入が必要な場合は、認定を受ける必要がある。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
5	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	事業対象者の方で、更新を繰り返すうちに認知機能の衰えが顕著になっていった場合には、認知機能の確認と相当サービスの導入をどうしたらよいか。	事業対象者には認定調査票や主治医意見書がないため、認知症高齢者の日常生活自立度の確認ができない。 認知機能低下を根拠として予防訪問介護相当サービスを導入する場合は医師から認知症の診断を受けている場合に限られる。 長く事業対象者としてサービス利用されている方が、認知機能の衰えが顕著な場合は、多方面からのケアが必要な場合も考えられるため、認定申請を勧め、その結果を踏まえてサービス導入する事も一つの手段と考える。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
6	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	事業対象者が福祉用具等の介護保険サービスを利用する際は認定結果が出るまでは新規申請暫定利用と同じ考え方でよいのか?	事業対象者と認定された方が利用できるのは、総合事業の介護予防・生活支援サービスのみである。 福祉用具等の予防給付のサービスを利用する場合は、要介護認定の申請もしくは更新をおこなっていただく必要があるためご注意ください。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
7	平成29年2月 総合事業説明会	本人が市役所か事務所で更新申請を行う場合、市窓口において基本チェックリストへ案内する等の対応は考えているのか。 (利用者またはその家族が、要介護認定の更新申請を市窓口へ直接提出しに来た場合の対応)	市窓口では、ご本人の心身の状態やサービスの利用状況を把握することが出来ず、基本チェックリストの対象要件に該当しているかどうか適切に判断することが難しいため、基本チェックリストへの案内は行わない。 ご本人またはご家族が提出される申請書(要介護認定の更新申請または基本チェックリスト)の記入漏れ等がないか確認し、申請書の受付のみ行う。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
8	・平成29年2月 総合事業説明会 ・平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	事業対象者にも負担割合証は発行されるのか。	事業対象者となる方は、要支援認定を受けていた方となるため、従前発行されていた負担割合証をそのまま使用することになる。 事業対象者となった後も、例年と同じように有効期間の終了に合わせて、7月に新しい負担割合証を発行する予定。 なお、所得更正や世帯員の転入出等により、年度途中で負担割合が変更となった場合は、事業対象者の方へも、要支援者の方と同じように新しい負担割合証を送付する。 現在、月次でこれらの情報を抽出し、負担割合変更のあった方には概ね月上旬に変更後の負担割合証を送付しており、事業対象者の方もこの流れに乗る形を想定している。	介護保険課 保険料担当 042-620-7415
9	平成29年2月 総合事業説明会	(要支援2の方の更新申請の対応について) チェックリスト利用の方法があることについて案内する必要があるか。もしくは、基本的には更新申請とし(説明もしない)、利用が望ましいと判断した時のみ説明するぐらいで良いのか。	利用者の方のサービス利用状況や心身の状態を考慮したうえで、基本チェックリストの対象要件に該当すると判断した場合のみ、利用者の方へご案内いただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
10	・平成29年2月 総合事業説明会 ・平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	市に基本チェックリストを提出後、事業対象者保険証発行までの期間はどのくらいか。	基本チェックリスト(八王子市第一号事業対象者認定・更新申請書)が市に提出されてから、概ね二週間程度で判定および認定を行う。ただし、内容確認等により時間を要する場合があるため、ご了承ください。 なお、基本チェックリストを実施した結果、事業対象者と認定された場合は、「八王子市第一号事業対象者判定等結果通知書」と事業対象者の印字がされた介護保険被保険者証を送付する。(非該当と判定された場合は、非該当通知のみ送付する。)	【事業対象者の認定について】 高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244 【被保険者証の発行について】 介護保険課 認定審査担当 042-620-7414

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
11	平成29年2月 総合事業説明会	基本チェックリストによる事業対象者認定についての案内はどういったものか。できれば、包括にも配布をしてもらいたい。	平成29年4月より要支援認定の更新対象者（要支援1の方のみ）に送付している基本チェックリストの案内については、かいせい便りを通じて案内させていただいている。 詳細については、各かいせい便りをご参照いただきたい。 ・高齢者あんしん相談センター・市内居宅介護支援事業所 ⇒ かいせい便りvol.23 ・市内介護予防サービス提供事業所 ⇒ かいせい便りvol.29	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
12	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	チェックリストをする利用する方のメリットについて再度確認したい。 デメリットの方が多いと思うが。（福祉用具、ショートステイなどを緊急で使用する必要があった場合に、新規申請が必要だと思われるため） 市としては、どのように説明してもらいたいのか？	基本チェックリストのメリットは以下の3点。 ① 主治医の意見書が不要なため、手続きの負担が軽減される。 ② 認定調査員による訪問がないため、対応等の負担が軽減される。 ③ 上記①②に加え、認定審査会も不要となるため、迅速な判定及びサービス利用が可能。 なお、事業対象者は予防給付サービス（福祉用具や訪問看護など）が利用できないため、当該サービスが必要と判断される場合は注意いただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
13	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	高齢者がもっと読みやすいように、大きく、分かりやすい字でしてほしい。欄ももっと大きくしてほしい。	検討する。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
14	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	基本チェックリストのBMIの算出にあたり、身長・体重は本人の自己申告によるもので良いのか？地域包括支援センターに体重計等は置いていないのだが。	計測できない場合は、本人の自己申告でも可。（ただし、本人の申告内容が実態と大きく乖離していると思われる場合を除く。）	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
15	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	基本チェックリストの用紙は、字が小さいのでコピーで拡大して利用しても構わないか？	拡大コピーして利用しても構わないが、3枚複写式のものと同じように取り扱えるよう、記入した物をコピーし、3枚となるように対応すること。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
16	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	要支援2だが、週1回の訪問介護しか利用しておらず、認定更新の為に受診するのも面倒だと言う利用者がいるが、基本チェックリストで更新することで良いか？	介護予防給付サービスを利用する必要が無いのであれば、基本チェックリストによる更新でも差支えない。 基本チェックリストを実施し、事業対象者となった場合、介護予防給付サービスは利用できなくなる。居宅療養管理指導を算定している利用者については、居宅療養管理指導が算定できなくなるため、留意いただきたい。 なお、認定更新の勧奨通知には、従前どおり認定更新の申請書を同封している。利用者によってはケアマネジャーに確認せず、認定更新を申請される方も居ると思うので、認定の更新申請をしたが、基本チェックリストを行うことにした場合には、認定の更新申請の取り下げを行うようにしていただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
17	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	受給者証に有効間期間が記載されていない理由は？ (A表には認定の有効期間の記載があるのに)	国のガイドラインに基づき、事業対象者の有効期間を設けないこととしているため。 なお、A表は従来要支援者に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの実施における様式として定めているが、本様式を事業対象者への介護予防ケアマネジメントでも活用するため、その場合の有効期間は空欄となる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
18	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	状態悪化がみられ、区分変更をしたいときの流れや必要な書類について、事業対象者と書かれた保険証の提出も必要か？	事業対象者から要介護認定に繋げる場合は、新規の認定申請が必要となるため、新規申請と同様に、事業対象者の被保険者証を添付したうえで要介護認定の申請手続きをおこなう。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
19	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	基本チェックリストについて、従来の認定調査には特記事項の記入欄があり、「はい・できる」であっても様子や頻度等を示すことができた。	基本チェックリストによる事業対象者の認定では、従来の要介護認定のように認定審査会等は行わず、すべてシステムによる判定となる。 そのため、利用者の方の状態等を聞き取りながら、適切な回答ができるよう支援していただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
20	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	チェックリストでは答えが曖昧な場合、(どちらか1つ選び切れない場合)どのような基準で、チェックしてもらうのが良いか。	基本チェックリストによる事業対象者の認定では、従来の要介護認定のように認定審査会等は行わず、事業対象者の判定はすべてシステムで行われるため、全25項目の回答結果による判定となる。 そのため、利用者の方の状態等を聞き取りながら、「はい」「いいえ」のどちらかを回答すれば良いか支援していただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
21	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年2月 総合事業説明会 平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会 平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会 	基本チェックリストを実施した場合、非該当という認定結果はあるのか。その場合、不服申し立ては適用されるのか。介護認定は受けられないのか。	<p>基本チェックリストを実施した結果、非該当であった方については、市より非該当の通知を送付する。</p> <p>なお、基本チェックリストの結果に対する不服申し立ては適用されない。その理由として、国のガイドラインで「基本的に質問項目の趣旨を聞きながら本人が記入し、状況を確認するものであること、相談に来られた方が希望されれば要介護認定等を受けることもできること等から、行政処分にはあたらないものと整理している」と記載されている。</p> <p>また、基本チェックリストを実施した結果が非該当であった場合でも心身の状況に応じて再度要介護認定を申請することは可能である。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
22	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	要支援2の人が事業対象者になった場合の通所サービスの料金は要支援1相当とって良いか。 要支援2の人が基本チェックリストを望む理由として「デイサービスは1回/週の利用にしたい」と臨んだ場合、料金は要支援1相当でよろしいか。	<p>事業対象者は要支援1に準ずる者となるため、事業対象者が通所介護を利用する場合は貴見のとおり、要支援1の報酬が適用となる。</p> <p>デイサービスの利用が週1回の利用で問題なく、区分支給限度基準額が要支援1と同じ額であっても支援上さしつかえがなければ、要支援2の利用者が事業対象者となってサービスを利用することは可能。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7459
23	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	基本チェックリストの中に「友人」とありますが、90歳をこえる高齢者の場合、友人は既に亡くなっている場合が多いので、別の言葉（社会参加とか）の方が良いかと思います。	<p>基本チェックリストの質問項目は、国で定められているものであるため、修正することは難しい。</p> <p>そのため、利用者の方の状況に合わせて、質問内容を確認しながら適切に回答ができるよう支援していただきたい。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
24	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	これまでの認定判定は責任主体が市であったが基本チェックリストの結果次第では、チェックリストの支援をしたケアマネのせいにされることもあるのではないかと。	<p>事業対象者の認定は、基本チェックリストの回答結果に基づき、市が認定を行う。</p> <p>そのため、認定の判定結果についての責任主体は従来の要介護認定と同様に市となる。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
25	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	チェックリストをすることのデメリットを説明しても良いか。	<p>基本チェックリストで事業対象者と認定された方については、予防給付のサービスは利用できないこと、要支援2の方が基本チェックリストで事業対象者と認定された場合の区分支給限度基準額は要支援1の内容が適用されることなど、介護予防ケアマネジメントガイドラインや基本チェックリスト運用マニュアル等をご確認いただき、デメリットを説明したうえで、ご本人やご家族の希望に基づいて実施していただきたい。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
26	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	チェックリストの案内を事前にケアマネジャーに見せてほしい。	平成29年3月24日付のかいせい便り（Vol. 23「基本チェックリストの利用に関する案内の送付について（通知）」）で、利用者の方へ送付する基本チェックリストの利用に関する案内文を送付しているのご確認いただきたい。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
27	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	チェックリストの案内だけが入っていて詳しい説明文がないのはどうしてか。	基本チェックリストの対象となる利用者の方へ送付しているご案内に、基本チェックリストの概要や実施の流れに関する説明を記載している。 基本チェックリストの実施を希望する際、必ず高齢者あんしん相談センターまたは担当のケアマネジャー（以下「担当者」という）に相談していただくことになっており、担当者とサービスの利用状況や対象要件の確認をおこなったうえで実施するため、利用者の方へ送付する案内には本仕組みの基本的な内容のみを掲載している。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
28	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	事業対象者の場合包括と委託の役割分担はどうなるか。	役割分担については、従来どおりの考え方となる。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
29	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	気になる人が病名を言ってくれない場合、主疾患を把握するためにはチェックリスト使用はできないということか。	基本チェックリストは、国の定める日常生活に関する25の質問で構成されており、疾患等を把握することはできないため、主疾患の把握や医師による見立てが必要な場合は、基本チェックリストによる更新ではなく、要介護認定の更新申請を行う必要がある。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
30	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	基本チェックリストの活用について、利用者が更新申請ではなく基本チェックリストの活用を希望した場合に担当ケアマネが包括か市役所に基本チェックリストを都度もらいに行かないといけないのか、事業所で基本チェックリストを所持しても良いのか？	基本チェックリスト（第一号事業対象者認定・更新申請書）については、各高齢者あんしん相談センターに一定部数配付しているため、申請書が必要な場合は、原則委託元のセンターへ受け取りに行ってくださいことになる。 なお、センターと調整のうえ、事業所で申請書を所持していただいても構わない。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
31	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	更新期間2年を目途にしているがその方々の把握は包括支援センターなのか、それともケアマネジャーなのか？ また実施後2年経過後は再度本人へ通知等はあるのか？	<p>基本チェックリストは、利用者の心身の状態に応じて適宜取り直しをおこなっていただくことが望ましいが、期間の目安として「介護予防プランの見直しを行う際、前回の基本チェックリスト実施日より概ね2年以上経過している場合は、利用者の状態を再確認するために基本チェックリストの取り直しを行うこと」としている。</p> <p>取り直しのタイミングは利用者の方の心身の状態や介護予防ケアプランに基づくため、その把握は高齢者あんしん相談センター職員または担当のケアマネジャーにさせていただくこととなる。</p> <p>前回の実施日を確認する方法としては、利用者または高齢者あんしん相談センターで保管している申請書の控えでご確認いただくか、高齢者あんしん相談センターで使用しているシステム上で確認することが可能。なお、基本チェックリストを実施して2年以上経過した方へ市から通知等を行うかについては検討中。</p>	<p>高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244</p>
32	平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会	認定の更新申請をせずに基本チェックリストで更新を行った場合、事業対象者は認定有効期間が無いとの説明だったが、これはどこかで見直し等を行うのか？	<p>利用者の心身の状態に応じて適宜取り直しをおこなっていただくことが望ましいが、期間の目安として「介護予防プランの見直しを行う際、前回の基本チェックリスト実施日より概ね2年以上経過している場合は、利用者の状態を再確認するために基本チェックリストの取り直しを行うこと」としている。取り直しのタイミングは利用者の方の心身の状態や介護予防ケアプランに基づくため、その把握は高齢者あんしん相談センター職員または担当のケアマネジャーにさせていただくこととなる。</p> <p>前回の実施日を確認する方法としては、利用者または高齢者あんしん相談センターで保管している申請書の控えでご確認いただくか、高齢者あんしん相談センターで使用しているシステム上で確認することが可能。</p> <p>なお、基本チェックリストを実施して2年以上経過した方へ市から通知等を行うかについては検討中。</p>	<p>高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244</p>
33	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	基本チェックリストを実施する際に事前に担当圏域包括へ相談する必要はあるのか？	<p>利用者が基本チェックリストの対象要件に該当しているか確認できれば、事前にセンターへ相談することは必須としていない。</p> <p>ただし、センター控えを委託元のセンターへ提出すること、またセンターで事業対象者情報を把握する必要があることから、センターと委託先の居宅介護支援事業所間で情報共有をおこなっていただく必要がある。</p> <p>事前相談が必要か、またどのように情報共有を行うかについては、委託元のセンターにご確認いただきたい。</p>	<p>高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244</p>

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
34	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	事業対象者が介護保険サービスを利用するために介護保険の申請をした際には新規申請扱いで認定調査は市職員が行うのか？	事業対象者が、改めて介護保険の認定申請をした場合は、新規申請扱いとなるため、認定調査は市職員が行う。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
35	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	事業対象者を選ぶ際に利用する基本チェックリストについて聞きたい。(使い方)	<p>基本チェックリストによる事業対象者の認定は、現在要支援1または2の認定を受けており、認定更新を迎える方を対象に実施するものである。対象者は、従来の要介護認定更新を行わなくても、基本チェックリストを実施し、総合事業のサービス利用対象者として市に認定されることで、総合事業の多様な「介護予防・生活支援サービス」を利用することが可能となる。</p> <p>その他、対象者要件やサービスの利用状況等、基本チェックリスト実施における留意点や利用の流れについては、市が公開している「基本チェックリスト運用マニュアル」をご参照いただきたい。</p> <p><ホームページ掲載先及びURL> トップ> 暮らしの情報> 高齢・介護・障害・生活福祉> お知らせ > 介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明会を開催しました(平成29年2月2日・17日)</p> <p>http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/001/p021136.html ※ 運用マニュアルについては、平成29年2月に開催した総合事業説明会で配付しているほか、市ホームページでも公開している。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
36	平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会	4月から基本チェックリストが始まっているということだが、基本チェックリストで更新を行った人は市内でどれくらい居るのか？	<p>(交流会当日時点)</p> <p>市内全体で基本チェックリストを実施したのは16名。ただし、うち1名は非該当となったため、基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された人は15名。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
37	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月23日 旭町・子安ケアマネ交流会 平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会 	基本チェックリストを実施したが、「事業対象者」の決定がされる前に状態が急変し、介護予防サービスの利用が急遽必要となった場合、更新申請に切り替えることが可能なのか。	<p>原則として、基本チェックリストと認定申請の同時実施は不可であり、どちらかを選択して実施していただくことになる。</p> <p>ただし、ご質問にあるように、基本チェックリストによる更新を行った後に状態が急変し、介護予防サービスの利用が必要となった場合は、要支援認定の有効期間内であれば、担当の高齢者あんしん相談センターにご相談いただいたうえで個別に対応させていただきます。</p> <p>なお、要支援認定の有効期間満了については、新規で要介護認定の申請を行っていただくこととなる。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 基本チェックリスト・事業対象者に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
38	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	基本チェックリストで事業対象者より重い状態だった場合、認定調査を行うのか？	<p>基本チェックリストによる更新では、認定調査は行わない。 基本チェックリストは、事業対象者（要支援1相当の状態像）を認定するためのものであり、国の定めるリスク判定基準にひとつでも該当すれば事業対象者として認定される。 なお、状態が悪化した場合は、状況に応じて要介護認定の申請を行っていただきたい。</p>	<p>高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244</p>
39	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	要支援1の人は契約前に基本チェックリストを行うのか？	<p>基本チェックリストは、要支援認定を受けている方が認定更新時に活用し、事業対象者の認定を受けるためのものである。 そのため、要支援認定を受けた方が介護予防ケアマネジメントの契約時に行うものではない。</p>	<p>高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244</p>